# 木材パルプの調達方針

当社は、紙の原材料である木材は再生可能な自然資本であるという認識のもと、地球環境と生物多様性の保全に資するため、持続可能な森林から産出された木材を原材料とするパルプを調達します。

調達方針

1. 現地の法令を遵守し、適切に管理された森林から産出された木材を原材料とするパルプを調達します。
2. 資源の有効利用の観点から、製材廃材、間伐材、低質材等を原材料とするパルプを優先的に調達します。
3. 違法伐採木材、保全価値の高い森林からの木材、および、人権や伝統を守る権利が侵害された状況で伐採された木材を原材料とするパルプは調達しません。
4. 法令・社会規範等を遵守し、人権、環境、社会に対し、適切に配慮しているサプライヤーから調達します。
5. 第三者機関による森林認証を受け、適切に管理された森林から産出された木材を原材料とするパルプのみを調達します。
6. 「違法伐採木材は取り扱わない」という確認書およびトレーサビリティレポート（伐採地域、樹種、数量等を記載）を定期的に提出できるサプライヤーから調達します。

違法伐採対策に関する取組み

購入パルプの調達にあたって、地球環境と生物多様性に配慮するとともに、木材資源の有効活用の観点から、違法伐採された木材原料（チップ）を使用していないサプライヤーから調達するよう、「木材パルプの調達方針」を定めています。
また、関連文書は最低5年間保管し、監査等の必要に応じ開示するとともに日本製紙連合会が実施する「違法伐採対策モニタリング事業」による監査を毎年受けます。

違法伐採対策モニタリング事業

（2024年度の概要）

2024年度に当社へ納入されたパルプは全て合法的に伐採された木材原料を使って製造されたパルプであることを確認しています。 また、この取り組みについては、日本製紙連合会の違法伐採対策モニタリングを受けています。

クリーンウッド法の取組み

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称：クリーンウッド法）が 2017 年 5 月に施行され、当社は 2018 年 3 月に登録木材関連事業者となりました。違法に伐採された木材製品を調達するリスクを最小化するために、クリーンウッド法に準拠した取り組みを推進していきます。

## サプライヤーの皆さまへのお願い

皆さまの事業活動にあたっては、以下の項目の実現に努めていただきますようお願い申しあげます。

1.　事業活動を行っている各国・地域の関連する法令等
（独占禁止法・下請法・労働法・個人情報保護法など）の遵守。
2.　基本的人権を尊重し、強制労働、過重労働、児童労働、および、あらゆる差別のない、
安全で働きやすい環境づくり。
3.　省資源・省エネルギーなど環境保全への配慮。
4.　環境に与える負荷が小さく、地球環境と生物多様性に与える影響が少ない原材料の調達。

5.「紛争鉱物」が含まれている原材料の不使用。
6.　品質、価格、デリバリーに優れ、災害等不測の事態発生時にも継続可能な製品供給体制の構築。
7.　当社「木材パルプの調達方針」の遵守。
8.　当社購買担当者への贈賄や社会的常識を超えた接待・贈答の禁止。
9.　皆さまのサプライヤーに対する、以上の項目の推進。